日本小児神経学会北陸地方会会則

第1条(名称) 本会は日本小児神経学会北陸地方会と称する

第2条(目的) 本会は小児神経学に関する研究と診療を促進し、啓発を図ることを目的とする

第3条 (集会) 1項: 本会は学術集会を冬期と秋期の年2回開催する

2項:本会は総会を年1回開催する

3項:本会は日本小児科学会、日本小児神経学会からそれぞれ認定されており、会員は学術集会参加により、各学会の専門医申請にあたり、おのおの5単位ずつ取得

することが認められている

第4条(会員) 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、入会手続きを経て所定の会費を納入したものと

する

会員は本会の学術集会で研究発表することができる

第5条(役員、及び役員の職務)

1項:本会は幹事若干名、監事2名を置く 本会の運営は幹事会が企画・立案する

2項:幹事は総会で選出し、任期は2年とし再任を妨げない 3項:本会は顧問若干名を置く 顧問は幹事会を補佐する

第6条(会計) 1項:会員の会費は年4,000円とする

2項:会計年度は4月1日から翌年3月31日とする

3項:学術集会にあたっては参加費をその都度徴収する

4項:学術集会にあたってはその都度寄付を募る

第7条(事務局)本会の事務局は金沢大学医学部小児科内に置く

〒920-8641 石川県金沢市宝町 13-1

金沢大学医学部小児科内

日本小児神経学会北陸地方会事務局

付則 この会則は現行の会則(平成 12 年 9 月 17 日から実施)にひきつづき、平成 21 年 9

月6日から実施する